

大分県シニア雇用推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、大分県シニア雇用推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、事務所を大分県商工観光労働部雇用労働政策課（大分県大分市大手町3丁目1番1号）内に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)。以下「法」という。)第34条第2項第1号の地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域(以下「計画区域」という。)において、地域の特性を生かした創意工夫のある高年齢者の雇用機会の確保に資する事業を実施し、高年齢者が計画区域における社会で活躍できる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、法第34条第2項第3号に定める事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業(以下「当該事業」という。)を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) 大分県経営者協会専務理事
- (2) 大分県商工会議所連合会専務理事
- (3) 大分県商工会連合会専務理事
- (4) 大分県中小企業団体中央会専務理事
- (5) 大分経済同友会事務局長
- (6) 日本労働組合総連合会大分県連合会事務局長
- (7) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部長
- (8) 公益財団法人産業雇用安定センター大分事務所長
- (9) 公益財団法人大分県総合雇用推進協会常務理事
- (10) 公益社団法人大分県シルバー人材センター連合会常務理事
- (11) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会事務局長
- (12) 大分県商工観光労働部雇用労働政策課長

第3章 役員

(会長)

第6条 本協議会に、1名の会長を置く。

- 2 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

第7条 本協議会に、2名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、協議会の招集を請求し、これを協議会に報告する。

(選任等)

第8条 会長は大分県商工観光労働部雇用労働政策課長とする。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、大分県商工労働部雇用労働政策課長の職務代行者が会長の職務を代理する。

3 監事は第5条第1項の会員の中から協議会において選出する。

4 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 顧問

第9条 協議会の目的達成に必要な専門的助言を得るため、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が選任する。

3 顧問は、協議会の事業運営に関し、助言をするほか、協議会等に出席し、意見を述べることができる。

第5章 協議会

(構成)

第10条 協議会は、会員とオブザーバーをもって構成する。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 オブザーバーは、会長が選任する。

(権能)

第11条 協議会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 大分県が策定する地域高齢者就業機会確保計画、事業構想、事業計画及びこれに伴う予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 規約の改正

(4) その他、協議会の運営に関する重要事項

(開催)

第12条 協議会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

2 会長は、必要に応じて、オブザーバーを協議会に招集し、意見を求めることができる。

(定数及び議決)

第13条 協議会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 協議会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の尊重義務)

第14条 会員は、協議会において議決された事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第15条 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名をしなければならない。

(部会)

第16条 本協議会に部会を置くことができる。

2 部会の構成、運営その他必要な事項は、協議会の議決を経て別に定める。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 本協議会の財産は、委託金収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 協議会の運営の管理及び執行に要する費用は事務局の負担とする。
ただし、他の交付金等が交付されている場合は、これを優先する。

第7章 解散

(解散)

第19条 本協議会は、会員数の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の事務局となっている大分県が、当該事業終了後5年経過する間、引き継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第20条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第21条 本協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事業統括員及び会計事務責任者並びに所要の職員を置く。

3 事務局の組織に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備え付け書類)

第22条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会長、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補足

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、本協議会が設立された日（平成28年6月27日）から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月5日から施行する。